

令和7年12月25日 行政経営改革推進本部会議

開催日時 令和7年12月25日(木) 午前9時20分から午前10時10分まで

開催場所 庁議室

出席者 辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部総括副部長(まちづくり協働部長代理)、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、都市計画部総括副部長(特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長代理)、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長

欠席者 なし

議事概要 下記のとおり

1 重要報告事項

1 「業務見直し工程表」の策定について

【ポスティング資料、資料1～4】

【経営戦略課より資料に基づき説明】

- ・ 事業等の抜本的な見直しの徹底、将来を見据えた「選択と集中」を推進する手法として、毎年度、「業務見直し工程表(スクラップロードマップ)」を策定し、例年、12月末から1月初頭に議会へのポスティングを行っている。
- ・ 今年度に新たに策定した項目および過年度に策定した項目の進捗状況をとりとまとめたことから、別添のとおり議会へのポスティングを行うもの。
- ・ 資料1および資料2が、令和7年度の新規項目にかかる工程表の一覧および個票となっている。
- ・ 資料3は、過年度に策定した項目のうち、令和6年度中に見直しが完了した項目。
- ・ 資料4は、見直しに向けて検討中の項目の一覧。

【主な質疑・意見】

- ・ 令和8年度の見直しの実施に係るものは、当初予算審議にかかっており、まだ確定していないが確定前に工程表を出すのか。
- ⇒工程表自体は毎年予算内示が出たタイミングで議会に説明している。
- ・ これまでは事務的経費の削減が大半であったためこのタイミングであったが、事業費が関連しているものが増えていくと、予算審議が必要なものも増えることから、タイミングを変えるべきではないのか？
- ⇒当初予算概要の説明を行うタイミングに見直すこととする。なお、説明した工程表の内容が変わる場合は、本部会議にて改めて説明をさせていただく。

2 草津市アナログ規制の点検・見直し方針の策定および工程表の作成について

【資料5～資料7】

【経営戦略課より資料に基づき説明】

- ・ デジタル技術の進展に対し、行政サービスは依然アナログ的な規制や手続きが多いことを踏まえ、国はアナログ的な規制について点検・見直しを推進しており、地方自治体も国の取組を参考に迅速かつ適切な対応が求められていることから、本市においてもアナログ規制の点検・見直し基本方針を策定し、各課に点検・見直しを進めるもの。
- ・ 本市の規制が国のデジタル原則に適合しているかを点検し、規制の見直しに取り組むことで、行政コスト削減、人手不足解消、生産性向上を図り行政サービスの向上につなげる。
- ・ 対象範囲は国の示す代表的なアナログ規制7項目にフロッピーディスクのような特定の記録媒体の使用を義務付ける規制を加えたもの。
- ・ 点検・見直しの進め方は、規制を分類・類型化し、デジタル化の推進段階を3段階のフェーズに区分し、見直し後のフェーズは到達点をどこに据えるのか等を定め、工程表の策定を行う。
- ・ スケジュールは1月中旬に全庁照会により、見直しの方向性を検討し、取りまとめて2月中旬に本部会議で報告、3月末にホームページで工程表を公開予定。
- ・ アナログ規制の見直しは利用者の利便性向上や職員の負担軽減を目的とし、実施手法の選択肢を広げるものであり、全規制でフェーズ3を目指す必要はなく、デジタルデバインドも考慮してアナログ手法を残すことも対応の一つである。

【主な質疑・意見】

- ・ 文章での照会だけでは少し分かりにくいので、担当課に対して説明会を開いたほうがよいのではないかと。
- ⇒ 洗い出しリストだけでなく解説動画も用意しているので、それもあわせて周知しながら進めていきたいと考えているが、必要な所属に対しては、何らかの支援が行えるように検討する。
- ・ 見直し項目によっては、各課で同様の判断が求められることが多いと思う。説明をせずに個別に判断を任せると、バラつきや手間が増え、スケジュールにも影響すると思う。一定の標準的な考え方を示すことで効率的に進められると考えるがどうか。
- ⇒ パターン化するのが難しいところもある。対象件数は多いものの、すでに省庁が見直しをかけており、それに併せて条例改正等の対応が実施済みのものも多いため、必ずしもすべての条例を見直す必要はないと考えてはいるが、可能な限り個別にフォローはしていく。
- ・ 令和8年から10年の3年間で最終フェーズの3まで進むのは困難な項目もあると考えるが、最終フェーズ到達が必須ではなく、3年間で可能な範囲を整理するという理解でよいか。
- ⇒ お見込みのとおり。
- ・ 最終的に条例改正が必要なものは、改正時期を合わせるなど議会説明や対応も含めて十分に総務課と調整してもらいたい。

2 その他

- ・ 特になし。

概要作成担当	草津市 総合政策部 経営戦略課 行政経営係
電話	077-561-6544
メール	keiei@city.kusatsu.lg.jp